

## 令和3年度 更生施設京都市中央保護所 事業計画

### 社会福祉法人みなと寮

#### 1. 法人の理念

- (1) 利用者一人ひとりの人格・人権を尊重し、自立支援を旨として社会福祉の増進に努めます。
- (2) 利用者本位の立場に立ち、常に笑顔でサービス提供し、顧客満足を追求します。
- (3) 「福祉の情報発信源」「地域交流の場」として地域福祉の拠点となり、社会貢献に尽くします。

#### 2. 法人の基本方針

- (1) 積極的な情報公開を行い、透明性のある運営を行います。
- (2) 法令遵守に徹し、個人情報保護に努めます。
- (3) 職員は常に目標・ビジョンを持ち、継続的に業務改善に真摯に取り組み、自己改革・自己実現を目指します。
- (4) 社会福祉法人としての専門性を生かし、常に「well being」を実践しつづけます。

#### 3. 生活福祉事業部の運営方針

私たちは、「最後のセーフティネット」として利用者各々の生活課題を解消するとともに、

地域を「誰一人取り残さない相談支援」と、利用者・世帯と社会の接点を生み出す「参加支援」で支えます。

生活困窮の課題は年々複合化・複雑化しています。生活困窮は単に経済的要因だけでなく、社会的孤立など多くの課題が背景にあります。この状態に陥っている人は、特に自然な自己有用感や自己肯定感を持ちにくい傾向が見られます。生活困窮状態を回復するには、経済的支援やそのための就労支援だけでなく、利用者・世帯と、地域、社会の接点を確保することが極めて重要です。

生活福祉事業部は、コロナ禍にあっても「最後のセーフティネット」として利用者各々の生活課題を解消する

とともに、地域のニーズを「誰一人取り残さない相談支援」、利用者・世帯と社会の接点をつくる「参加支援」で支えます。

#### 4. 生活福祉事業部の事業方針

- 1 「誰一人取り残さない相談支援」と「参加支援」に取り組む。

「地域共生社会」の実現に向けて、多機関による包括的支援体制を構築する中で求められる「誰一人取り残さない相談支援」を実践するとともに、利用者・世帯と社会の接点をつくる「参加支援」を行います。

- 2 専門機関としての実践力を向上させる。

それぞれの施設が想定する対象者のニーズに応えられる福祉サービスの基本方針と組織を整え、組織の運営を管理して、権利擁護、生活支援、自立支援、地域の生活困窮者支援が行える体制を構築します。

- 3 高度な専門的技量を持つ職員を育成する。

福祉サービスの倫理と基本理念、セルフマネジメント、メンバーシップ・リーダーシップ、多職種協働・地域協働、人材育成、業務課題の解決と実践研究、リスクマネジメント、組織運営管理等の科目に法人独自の研修を加え、高度な専門的技量を持つ実践力のある職員を育成します。

- 4 「地域における公益的な取組」を推進する。

総合福祉相談窓口等を通じて得られた地域の福祉ニーズを踏まえ、自主的に、創意工夫による多様な地域貢献活動を行います。認定就労訓練事業、「大阪しあわせネットワーク」にも引き続き取り組みます。

- 5 「見える化」から「言える化」へ。

現在行っている情報の「見える化」をさらに進め、分析力、発信力を強化して「言える化」を目指します。

- 6 「次の時代」に必要な新たな取り組みを手掛ける。

社会福祉を取り巻く環境は、社会・経済情勢の変化

に大きな影響を受けます。SDGs 関連の動向を含む今後の変化を予測し、先取の姿勢で次の時代に必要とされる新たな取り組みを手掛けます。

また、地域関係機関、社会福祉協議会、行政機関等と顔の見える関係づくりを構築しその解決にあたっていきます。

## 5. 支援方針

- 1 さまざまな生活課題を持つ人を受け入れる。  
疾病や失業・リストラによる生活困窮、多重債務、DV 被害、アルコール・ギャンブル・薬物依存等さまざまな生活課題を持つ人を受け入れます。
- 2 利用者主体の支援を行う。  
アセスメントを実施し利用者の意向を汲み取り専門職として助言を行い目標達成に必要な支援を行っていきます。
- 3 利用者の自己実現を図る。  
利用者の尊厳保持を第一優先としながら、日常的な観察や利用者との信頼関係を構築し、真のニーズを引出すことで自己実現を図っていきます。
- 4 利用者に社会参加機会を提供する。  
これまで社会参加が困難であった利用者に対し、まずは足がかりとして施設内作業・クラブ活動を提供します。次に外部就労へ結びつくよう、ハローワークその他関係機関と連携し、社会参加機会を提供していきます。
- 5 利用者の地域生活移行を実現する。  
アセスメントにて得られた情報をもとに、目標に応じ実施機関と連携しながら居住地及び物件の選定等地域生活移行に向けて支援します。
- 6 利用者の地域定着を支援する。  
地域生活へ移行した後も安定した生活が継続できるよう、相談ができる体制を整備します。  
また、居宅定着支援事業や日常生活自立支援事業、障害福祉サービス、介護保険サービス等各施策を活用し日常的な支援を実施することで地域定着を図ります。
- 7 地域の課題を発見し解決する。  
社会福祉協議会をはじめとする地域の支援関係諸機関と連携し、日常的に情報共有することで地域課題を発見していきます。

## 6. 令和3年度の事業目標

- (1) 「誰一人取り残さない相談支援」を実践  
地域関係諸機関と連携することで包括的支援体制を構築し「誰一人取り残さない相談支援」を実践していきます。
- (2) 施設の活用  
地域移行を進めるために入所時から個別支援計画に沿って地域移行を目標とした施設生活を送ってもらい、地域生活に移行できるようにします。
- (3) 利用者サービス  
個別支援の充実利用者の自己実現が出来るように個別支援計画に沿った目標に応じた施設生活の中で、地域生活にスムーズに移行できるようにします。  
就労支援の充実を図る施設内作業訓練の充実を図り、就労訓練（いわゆる中間的就労）を推進していきます。
- (4) 地域における公益的な取り組み  
総合福祉相談や災害時お地域連携に関して、関係機関との連携を深め、周知し情報交換会の開催などを行います。
- (5) 人材育成  
さまざまな法人独自の研修に加え、施設内研修の充実を図り職員スキル向上の為、毎月1回研修会を行い、支援に繋げていきます。福祉的視点から虐待やハラスメント対策などの人権擁護知識を始め高度な専門的技量を持つ職員育成を行います。

## 7. 地域移行の推進

単身での地域移行が困難な利用者については、利用者の意向とアセスメントの結果に基づいて必要な機関と連携し、地域移行を図ります。  
また、地域生活が継続できるよう居宅定着支援事業も活用していきます。

## 8. 個別支援

適切なサービスを提供するために、利用者の意向を尊重するとともに利用者の状況を正しく把握します。支援は個別支援計画に基づき生活支援のみならず、看護師、栄養士、事務員の多職種によるチームアプローチを行います。

### (1) 個別支援計画

利用者の意向を尊重し、可能な限り自立に向けた支援を行うために、利用者の希望・要望と置かれている状況を正しくアセスメントします。このアセスメントに基づいて個別支援計画策定会議を開催し、個別支援計画原案を策定、個別支援計画策定会議にて多職種で協議し利用者の同意を得た上で決定します。

## 9. 日常生活自立支援

日々の日常の中で、利用者の安心安全な支援を実施するために設備の改善に努め、施設運営の最適化を図ります。

### (1) 日常的な支援

食事・入浴といった人が家庭や社会で生活していくために毎日行うべき基本的な動作で支援を必要とする場合、利用者の障がい状況を把握し個別支援計画の内容に沿って実施していきます。

### (2) 苦情解決

職員と対等な関係のもとで、施設に対する意見や苦情を幅広く伝えられるように、施設内に意見箱を設置し、利用者からの苦情を円滑的に取り入れるようにしています。苦情解決の方法として担当職員を設け、あるいは第三者機関を設置して、苦情解決のための体制づくりを行い、利用者本位のサービス改善・向上に努めていきます。また、利用者与生活状況把握について面接を月1回実施します。

### (3) 業務の効率化

#### ・支援ソフトの活用

職員による利用者支援の情報共有を行い、個別支援計画作成やケース記録作成、預かり金管理等で業務の効率化を図ります。

また、リスクマネジメント等について統計を取るこ

とにより、再発を予防し今後の利用者の支援に活かしていきます。

その他、共通掲示板の活用により法人内生活保護施設における情報の共有化を図ります。

#### ・業務内容の随時見直し

日常業務に於いて常に課題や問題点を考えていき、様々な支援が実施出来るように日課及び支援方法について検討を行い、より効率的かつ効果的な業務となるように随時見直しを行っていきます。

## 10. 社会生活自立支援

利用者の社会的なつながりを維持・回復し、地域移行後も地域社会の一員として充実した社会生活が送れるよう、コミュニケーション力の向上と社会参加を目指した支援を積極的に取り組んでいきます。

### (1) レクリエーション・クラブ活動

生活の活性化を図るために様々なレクリエーション活動を準備し、その精神作用や身体作用の他、付加価値と利用者の特性を考えて安全に楽しく実施します。

- ・ペン字教室 月1回
- ・音楽の館 隔月
- ・美術図工 月1回
- ・食育講座 隔月
- ・ビデオ上映会 月1回
- ・軽運動 隔月
- ・地域美化運動 月2回
- ・下京社協活動への参加（不定期）

### (2) 家族等との連携・交流

利用者や家族等との関係が希薄な方が多く、利用者や実施機関と連携をとり、必要に応じ調整を行っていきます。

## 11. 就労自立支援

精神的・身体的機能回復や社会復帰に不可欠な社会的適応能力の回復を目的として実施していきます。これらは日課のリズムを整え、規則正しい生活習慣を身につける役割も持ち、生活の活性化や外部就労への動機付けの向上を図るといった役割も担っています。

### (1) 施設内作業訓練

障がいの程度あるいは利用者の特性に応じた作業訓練を段階的に自立へ向けた支援の一つとして実施して

いきます。今年度は所内清掃作業及び内職作業の拡充を図ります。

- ・所内清掃作業
- ・内職作業

## (2) 外部機関との連携

ハローワークやジョブコーチ等の有効活用、就労施策や制度を活用し、効果的な広域の就労支援を行っていきます。支援方法を明確に行う為に、適性検査等を実施し客観的評価を行えるよう支援を行います。

- ・ハローワーク就労支援ナビゲーターとの連携
- ・施設内作業訓練を恒久的かつ、向上心を持ってもらい、独自作品を開発し外部の福祉関連アンテナショップ等に出品を常設して貰う。

## 12. 危機管理

利用者に重大な被害を及ぼす事態や、おそれがある場合、利用者の生命や身体及び安全を守ることを目的とする。サービスを提供するに当たり、危機を未然に防ぐことに努めます。また、防災計画で対処する地震災害・風水害、国民保護計画で対処する武力攻撃事態等及び緊急対処事態についても、入所者の安全確保に努めるとともに、周辺地域の住民が安心して生活が送れるよう社会福祉施設として緊急時の体制を整えます。

### (1) 事業継続計画

感染症や災害が発生した場合であっても、施設の利用を継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修、訓練の実施を行い継続的にサービスが提供できる体制を構築します。

### (2) リスクマネジメント

リスクは発生しうるものという前提に立ち、より質の高い施設サービスを求めるため、KY活動によるリスク要因の収集に努め、事故分析などによる迅速な改善策の実行や再発予防及び業務マニュアルの見直しなど改善に努めます。

### (3) 災害対策

出火防止、災害防止のため毎月1回防災設備点検管理を行い、不備欠陥のないよう安全の確保に努めます。

また、有事に備え備蓄食料や物品の確保・定期チェック

を行います。

下京総合福祉センター内の各事業所や地域関係者と連携し、合同災害訓練等を実施して、安全に確実に避難誘導できるよう訓練を実施します。地域との連携に当たっては、センター内各事業所の合同会議を中心に下京区社会福祉協議会と連携について協議を行っていきます。

### (4) 防犯対策

不審者の侵入を未然に防止するために、職員の巡回の励行、施設設備の整備・施錠の日常点検に努めます。また、職員等による体制の整備や地域の関係機関との連携を強化し、利用者の安全確保に努めます。想定外の自然災害や外部侵入者についての対策も視野に入れ可能な限り利用者の安全を確保します。

### (5) 防災力強化

下京総合福祉センター内の各事業所と連携強化を図り、受援計画を策定するなど防災に対する取り組みを強化します。

## 13. 健康維持管理

利用者の健康を維持することは、施設生活を送り、自立を目指す上で欠かすことは出来ないと考えます。利用者の意向に沿いながら日常生活が活性化できるように取り組みます。

### (1) 食事・栄養サービス

生活の中で食べることは大きな楽しみの一つでもあります。栄養と嗜好を考え、雰囲気や気を配り、四季折々に季節感ある食事や行事に伴う特別な献立を用意します。

また、嗜好調査を定期的（年4回）に実施し常に利用者の意見を取り入れていきます。複数の中から選択可能なメニュー作りを強化し、食への興味付け並びに楽しみを演出していきます。健康の増進・体力の維持向上を図りながら正しい食生活のあり方を理解してもらうとともに安全で楽しく豊かな食事の提供に努めます。

以上に加えて、地域移行後の食生活の重要性の理解が得られる様に食育講座を設けて支援して行きます。

食育講座の内容としては、①調理実習②成人病予防

講座③低コスト献立紹介など、実施します。

(2) 保健・医療サービス

6ヶ月毎に健康診断を実施して、疾病の早期発見に努め早期治療を図ります。また嘱託医による週1回の健康相談の実施を通じて、利用者の心身の健康管理の支援を行います。

また、毎朝の朝礼で利用者に対して感染症、熱中等等の保健に関わる情報提供を行うなど保健衛生教育も実施します。常に情報収集に努め、最新の正しい知識を備え、利用者の健やかな生活の実現に尽力し適切な医療支援を行います。

(重点項目)

・口腔ケア指導

・生活習慣病予防

健康寿命を延ばすためフレイル・ロコモティブシンドロームを理解し予防に努める(「栄養」「運動」「社会参加」)

・熱中症予防

・通院及び服薬状況の把握

・段階的服薬管理

服薬に関し事務所管理、お薬カレンダー使用による管理及び自己管理と利用者の能力に応じた管理方法を進めていきます。

(3) 感染症の発生及びまん延の予防等

集団生活の特性を正しく理解し、利用者相互、施設職員や出入りする関係者などが媒体とならないように、委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練などを行い感染症発生予防やまん延の予防に努めます。

・委員会の開催(月1回)

・指針の整備

・感染症対策研修の実施

・感染症発生時及びまん延の予防の訓練の実施

14. コンプライアンス

コンプライアンス(法令遵守)による信頼性の高いサービスの確保が、透明性のある施設運営の第一歩と認識し各種法令・指針(社会福祉法、生活保護法、個人情報

保護法、虐待防止法、労働基準法、労働安全衛生法など)に定められている事項を熟慮し、情報収集を強化の上、遵守していきます。

また、今求められている施設像の把握に努め、福祉施設としてのあり方に常に敏感な体制を保持していきます。

(1) 個人情報保護

個人情報保護に関しては、当法人の「個人情報に関する方針(プライバシーポリシー)」及び「個人情報保護規程」に基づいて慎重に取扱い、安全な情報管理のもとに個人情報が外部に漏洩することのないように徹底していきます。

・支援システムパスワードの変更(4半期毎)

・管理体制の点検

(2) 虐待防止

虐待とは、利用者に対する不適切な言動や、利用者の心を傷つけるもの、また犯罪行為となるものまで、幅広いものと捉え、常に利用者の立場にたって利用者が身体的、心理的な苦痛等を感じることがないように努めます。それには職員一人ひとりの意識の向上が不可欠であり、研修や会議の場で議論し、職員の意識向上に取り組みます。

・虐待防止のチェックリスト(年1回)

(3) プライバシー保護

利用者の「他人から見られたり知られたりすることを拒否する自由」が保護されるよう、設備面での配慮や職員の知識の向上を積極的に取り組んでいきます。

(4) 人権への配慮

利用者個々の障がいに関係なく、利用者の人権や権利擁護の視点に立ってサービスを提供し、施設内外の研修も活用しながら人権侵害などが絶対に起こらないように周知徹底し、利用者が快適で自立した日常生活が送れるようにしていきます。

また、権利を実質的に保障するために障がい等により自己決定能力、選択能力が低下した人の財産管理やサービス等の契約・利用にあたっては「成年後見制度」、「地域福祉権利擁護事業」の活用を行っていきます。

15. 情報公開

情報公開については、施設の活動状況が地域住民など

に理解してもらえよう、ホームページや広報誌などにて日常生活及び支援の様子、苦情解決状況やリスクマネジメント結果、財務情報など施設運営面まで積極的に情報発信していきます。

## 16. 地域における公益的な取り組み

地域福祉ニーズの把握を行い施設の運営で培ったノウハウを活かし、地域で障がいや生活困窮等の様々な課題を抱える方々への相談や支援を通じて、地域へ貢献できるような活動を行っていきます。

### 【重点項目】

地域のニーズに応じた取り組みを積極的に推進し、施設の存在意義を高める。

#### (1) 総合福祉相談窓口

中央保護所内に総合福祉相談窓口を設置することにより活性化を図り、地域社協、近隣自治会、福祉委員等と連携し、生活困窮者や地域住民及びその家族等からの困りごとや福祉に関する問い合わせや相談に対応します。

相談窓口連絡先：075-361-8823

#### (2) ホームレス休養入所

施設機能を活用し、住居の無い生活困窮者への一時宿泊提供や、食材の支援等を行います。

## 17. 施設機能の開放

施設利用者の生活の自立を促進するために、社会関係の拡大を図るとともに施設自身を地域の福祉資源のひとつとして捉え、地域に根ざした活動を行います。施設の設備・機能を地域住民や地域の学校などに積極的に開放し、交流・教育を通して地域住民も施設の運営に参画し、施設利用者と地域の生活ニーズを守り高めていくよう取り組んでいきます。

#### (1) ホームレス衛生改善事業

ホームレス衛生改善事業の一環として、施設内に設置している洗濯機及び浴室を開放し衛生改善に取り組んでいきます。

#### (2) 実習生の受け入れ

利用者への最善のサービスを提供するためにも福祉

に関する裾野を広げる取り組みが必要です。その一つとして実習生を受け入れ指導することは、実習生が福祉的センスを身につけるとともに自らの実践の後継者を確実に広げることに繋がり、積極的に受け入れていきます。また実習指導者としての適切な知識・技術の習得を推進していきます。

#### (3) ボランティアの受け入れ

定期的なボランティアを受け入れる事により、施設への理解を得るとともに施設の活性化、地域社会との接点、交流の機会の増加が期待されます。諸団体・グループとの関わりを図り、長期的には日常的な受け入れができるような関係づくりを目指していきます。

#### (4) 退所者の生活援助

退所された方が地域社会で安定した自立生活を送るために、対象者の来所、電話、訪問等により生活の各般にわたる相談にも柔軟に対応した支援を行います。退所者は地域関係者と位置づけ、施設行事への招待や情報提供によりバックアップ機能を担います。

#### (5) 地域との連携

施設も地域の一員であることから、社会福祉協議会や民生委員、近隣住民（会社）等と連携を図り、地域にある福祉ニーズの発見や災害時の連携体制に協力していきます。また、施設で実施される研修会に地域関係者が参加できるように配慮を行います。

## 18. 外部評価への取り組み

組織運営、マネジメントの力や現在提供されているサービスについて外部や内部の客観的な評価を真摯に受け止め、職員全員で分析・共有し不足するサービスの強化や改善事案の検討を重ねることで、「信頼され選ばれる福祉サービス事業者」を目指していきたいと考えています。

#### (1) 第三者評価及び自己点検

第三者評価の受審を目指し、サービスの質の見直し・維持・向上に努めます。受審結果を踏まえ、よりよいサービス提供が行えるように定期的に自己点検を行い業務の見直しを始め、サービスの維持・向上に努めます。

・年1回自己評価の実施（12月）

（2）外部監査

会計監査法人による外部監査を実施し、施設会計の透明性を確保し社会的信頼を確保していきます。

（3）内部監査

法人内各施設において法人内連絡会議や事業部会議、法人内主任会議を通じて施設の運営状況の確認を行い相互啓発に努め、事業の透明性を確保し内部監査を実施します。

## 19. 職員関係

当法人の職員にとって、施設・事業所利用者の権利を守り、社会福祉の専門機関として地域の社会福祉ニーズに応えられることは重要なテーマです。このために、施設・事業所では会議等により法人および職員間で情報を共有するとともに、広く地域を含む対象者から信頼され、そのニーズに応えることができる人材を育成するために、研修を行うこととしています。当施設でもこの方針に沿って会議を開催し、研修を実施します。

これらのうち、研修は、職員の人格陶冶と総合的な資質の向上に関するものを、おもに法人（研修企画部）が中心となって提供し、直接施設での業務内容に関するものを当施設内およびそれぞれの事業部門が行います。

また、これに加えて、法人と施設・事業所は、共同して、職員が安定して快適に働くことができる職場環境の維持・改善に取り組みます。

### 【重点項目】

法人が示したキャリアパスに基づいて、職員各々の業務内容と力量、将来の希望を勘案した研修計画を作成し、これに沿って研修に参加させることで、職員のモチベーションを高め実践力を向上させます。研修の参加状況を記録し、人材育成に役立てます。

（1）人材育成

対象者の社会福祉ニーズに応えられる実践力の高い職員の育成をねらいとして、法人、施設・事業所で研修を行う他、外部の研修にも計画的に参加させます。また、自己研鑽は専門職の責務です。業務に関係のある資格の取得に向けた職員の自主的な取り組みを奨励します。法人および

施設はその必要を理解し、可能な範囲で配慮します。

意向調査や職員面接等の機会を活用して、職員の希望を把握し人材の定着をさらに進めるとともに、職員自身が目標を持ってキャリアを積み上げていけるよう支援します。

（2）研修

職員の実践力を向上させ、施設・事業所利用者の権利を守って、社会福祉の専門機関として地域の社会福祉ニーズに応えること、その結果として法人および施設・事業所の存在価値を高める目的で各種研修を実施します。

1）プリセプター制度

プリセプター制度とは、先輩職員（プリセプター）が一定の期間、一人の新人職員（プリセプティ）に対して、マンツーマンで実践を指導する方法です。当法人では、看護領域で行われているプリセプター制度を社会福祉施設に求められていることと実状を踏まえて再編し、新人職員のリアリティショックを緩和し、実践能力の獲得を支援する教育方法として施設・事業所で実施しています。当年度も、これを継続して行います。

2）階層別研修

職員の階層・職種ごとに求められる能力を定め、それを獲得させるために法人が定めた研修を行います。

- ・研修開始に当たって、キャリアパスに定められた職員の階層・職種ごとに求められる能力に対する、各職員の現在の状態、将来の希望を勘案した研修計画を作成します。
- ・研修は、内部研修、外部研修、自己研鑽に大別します。このうち階層別研修には内部・外部研修が含まれます。
- ・内部研修は、法人（おもに研修企画部）が開催するものと、施設・事業所が行うものに大別されます。外部から講師などを招聘して行う研修は内部研修に含みます。

法人の研修は、職員の人格陶冶と総合的な資質の向上に関するものです。おもに法人が研修企画部研修企画・運営委員会を中心に提供します。

施設・事業所の研修は、権利擁護（人権尊重や虐待防止、ハラスメント防止等）に関するもののうち、施設の業務に関連するものを提供します。また、施設での利用者支援等、業務遂行に直接必要な知識、技術に関するもの（たとえば、領域の動向や情報の提供、施設内サービス、ケアの向上に関する技術や理論の獲得に向けた演習

や実習等)を含みます。

- ・外部研修は、たとえば、種別団体(全国更宿施設連絡協議会、全国救護施設協議会、近畿救護施設協議会)や社会福祉協議会(府、市、区等)が主催する研修、委託事業においては委託元が指定した研修等を含みます。これらに職員を計画的に参加させて、社会福祉実践に必要な「価値」「知識」「技術」を習得させ、それぞれの実務における実践力向上の基盤構築に役立てます。なお、権利擁護に関わる外部研修には階層に関わらず積極的に参加する方針を当年度も継続します。

### (3) 諸会議

#### 【施設内の会議】

#### 1) 職員会議(毎月1回)

職員会議は職員全体を対象として開催し、具体的な施設運営、利用者へのサービス向上等の方針を決定する重要な会議であり、組織の意志と方向性を周知・徹底するという重要な機能を果たしています。施設の運営方針や社会福祉の現状や今後の動向等についても積極的に情報を提供し、施設長の考えや方向性も提起しながら職員全員の相互の意見交換を通して協力し合う場作りをしています。職員会議は施設運営上の基幹となる会議であり、実質的な内容を伴ったものとして、月1回開催していきます。

会議のテーマは、次の5つを中心としています。

- ①事業計画(行事)の検討・見直し・改善
- ②施設運営(サービス全体について)
- ③各部署からの報告(保健・栄養・各種委員会等)
- ④施設長の考え、方向性の確認
- ⑤その他、緊急課題

#### 2) サービス検討会議(毎月1回)

事業計画や職場運営、利用者へのサービス向上等の方向性を協議し、職員会議に諮ると共に緊急的な職場運営やその他の課題に対しても協議を行います。

- ・拘束虐待
- ・苦情解決
- ・事故防止対策
- ・感染症予防対策
- ・利用者の健康管理

#### 3) 個別支援計画策定会議(月1回)

利用者の意向をアセスメント及びモニタリングにて整理し、個別支援計画策定会議を開催し多職種を交えた会議で議論を重ね自立に向けた個別支援計画原案の検討、作成を行います。

#### 4) 防災会議(随時)

利用者の生活の安全確保のために、防災対策の認識と問題点の解決について検討協議をします。

#### 5) 給食会議(毎月1回)

食事サービスに関する全般的な意見交換、調整を行いより良い食事サービスを考えていきます。

#### 6) ミーティング(毎日)

始業時に全体ミーティングを実施。日常に起こるサービスやケアの諸問題を報告・検討し、職員間での連絡の徹底・情報の共有を図ります。

#### 【法人・事業部が主催する会議・委員会】

#### 7) 法人内施設連絡会議(随時)

法人内施設の問題や課題、財務状況、職員の配置等、各施設の運営状況について認識の統一化を図り、改善策等について検討するため出席します。

#### 8) 部長会議(随時)

法人本部、生活福祉事業部、介護保険事業部間における課題や問題について調整を図り、法人運営を円滑に遂行していくために行われる会議に出席します。

#### 9) 生活福祉事業部会議(毎月1回)

事業部共通の課題や問題、支援方針、各施設の運営状況について共有化を図り、改善策等について検討するため出席します。

#### 10) 研修企画部会議(随時)

法人内の研修の効率化及び職員育成に向けて、検討を行い職員の資質向上を円滑に遂行していくために行われる会議に参画します。

#### 11) 研修企画・運営委員会(毎月1回)

法人内で行う研修の企画と運営を行い、職員各々の研修の計画と記録の取りまとめを行うため参画します。

#### 12) 法人内主任会議(隔月)

救護・老人の種別を超えた施設現場レベルでの課



題や問題、支援等の運営状況について共有化を図り、改善策等について検討するため参画します。この会議では、必要に応じて管理者による研修会を実施し、中間管理職としての意識の向上を図ります。なお、種別会議では、法人内の救護施設等における業務の標準化を行うために検討を行います。この会議にも同様に参画します。

13) 法人内栄養士会議（隔月）

利用者の健康・栄養状態の管理向上を図ることを目的として各事業所間での情報交換を行うため出席します。この会議では、上の目的に加えて安心してバランス良くおいしく食べられる食事の提供を目指し、生活習慣病予防にも取り組みます。

(4) 福利厚生

福利厚生センター等を積極的に利用し、職員の健康管理やレクリエーション面の充実を図り、職場環境の質的な向上を目指す中で利用者の自立支援に有為なマンパワーの確保に努めます。

- ・有給休暇の取得率向上
- ・共済会事業等の活用

20. 中長期計画

社会情勢や利用者ニーズの変化を踏まえ、法人で中長期計画を定めて事業を進めます（計画表参照）。また、現場からこの見直しに必要な情報をフィードバックします。

中長期計画

項 目	中期（平成 29 年～令和 3 年）	長期（令和 4 年～8 年）
運 営	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安定した利用率維持</li> <li>○施設運営状況の透明性の更なる向上</li> <li>○第三者評価の定期的受審によるサービス見直し・向上</li> <li>○「誰一人取り残さない相談支援」と「参加支援」</li> <li>○ICT 活用等による業務の簡略化</li> <li>○コロナ禍における業務見直し</li> <li>○地域公益活動への再投下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設運営状況の分析及び評価</li> <li>○「誰一人取り残さない相談支援」と「参加支援」</li> <li>○地域活動への参画</li> </ul>
利用者サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>○良質なサービス開発・実施</li> <li>○本人・世帯と社会の接点をつくる「参加型支援」の推進</li> <li>○「見える化」から「言える化」への推進</li> <li>○人権を尊重した支援、利用者主体の個別支援の推進</li> <li>○地域生活移行支援の充実</li> <li>○生活困窮者自立支援の推進</li> <li>○安心・安全なサービス提供の継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個々の求める自己実現の追求</li> <li>○生活困窮者自立支援活動の体制の向上</li> <li>○良質なサービス開発・実施</li> <li>○本人・世帯と社会の接点をつくる「参加型支援」の推進</li> <li>○見える化」から「言える化」への推進</li> </ul>
地域への公益活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「地域における公益的な取組」の推進</li> <li>○地域コミュニティとの相互協力</li> <li>○清掃活動の実施</li> <li>○地域ニーズの把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「地域における公益的な取組」の推進</li> <li>○地域コミュニティとの相互協力</li> </ul>
人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉人材（介護職員）確保の促進</li> <li>○プリセプター制度の内容強化</li> <li>○研修（OJT・OFF-JT）計画の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高度な専門的技量を持つ職員の育成</li> <li>○知的探究心の強い職員の育成</li> </ul>
建物・設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建物、設備の修繕・維持管理及び備品更新計画の立案と実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建物、設備の修繕計画の実施</li> <li>○備品の計画的更新</li> </ul>

## 年間行事予定

	行 事
4月	観桜会／食育講座
5月	梅狩り／軽運動
6月	お笑いなにお祭り／食育講座
7月	軽運動
8月	食育講座／納涼行事
9月	軽運動
10月	食育講座
11月	軽運動
12月	クリスマス会／食育講座
1月	新年祝賀会／書き初め大会／軽運動
2月	豆まき、食育講座
3月	軽運動
定 例	

## 健康維持管理年間計画

	特別献立	栄養サービス	保健衛生
4月	春の祝い膳／花祭り／日本味めぐり（宮崎県）	食事基準見直し	コロナワクチン接種について 感染症予防対策強化（見直し）
5月	端午の節句／京都葵まつり／日本味めぐり（徳島県）	残菜嗜好調査	歯科衛生
6月	夏至料理／日本味めぐり（大分県）	食中毒予防	食中毒予防
7月	七夕献立／祇園まつり／日本味めぐり（愛知県）	食中毒予防 食事基準見直し	熱中症について
8月	五山送り日／野菜の日献立／日本味めぐり（福井県）	食中毒予防 残菜嗜好調査	コロナワクチン接種について 熱中症について
9月	敬老の日／中秋の名月／日本味めぐり（兵庫県）	食中毒予防 栄養指導	内服薬について
10月	時代祭／ハロウィン献立／日本味めぐり（岡山県）	食事基準見直し	感染症対策

京都市中央保護所事業計画

11月	文化の日／お寿司の日企画 (バイキング形式)／日本味めぐり(京都府)／1人釜飯	残菜嗜好調査	インフルエンザ等予防接種 内服薬について
12月	大根焼き(聖護院)／冬至／クリスマス料理／大晦日／日本味めぐり(奈良県)	ノロウイルス予防	血圧について 成人病予防について
1月	正月御膳／七草／小正月／日本味めぐり(青森県)／1人鍋	ノロウイルス予防 食事基準見直し	感染症予防対策強化(訓練)
2月	節分／初午／日本味めぐり(北海道)	残菜嗜好調査 ノロウイルス予防	タバコによる病気のリスクについて
3月	桃の節句／桜の日／日本味めぐり(長崎県)／1人鍋焼きうどん	栄養指導 年度総括	内服薬について 年度総括
定例	ティータイム(月1回) 選択献立(週1回)	給食会議(毎月) 栄養だより掲示(月1回)	嘱託医健康相談 血圧体重酸素飽和度測定(月1回)

危機管理対策年間計画

	防災・防犯訓練	その他
4月	防災訓練(消火器訓練)	消防設備取扱説明・消防計画(消防署届出)
5月	防災訓練(火災想定)	
6月	自然災害防災訓練(地震)	
7月	夜間想定防災訓練(火災想定)	消防設備点検(有資格者)救命講習申込
8月	防災訓練(火災想定)	救命講習(AED使用)
9月	自然災害防災訓練(台風等)	
10月	総合防災訓練	
11月	防犯訓練(消火器訓練)	秋季全国火災予防運動
12月	防災訓練(不審者侵入)	年末年始災害防止特別警戒
1月	夜間想定防災訓練(火災想定)	年末年始災害防止特別警戒
2月	防災訓練(火災想定)	視聴覚指導・消防設備点検(消防署届出)
3月	自然災害防災訓練(浸水)	春季全国火災予防運動
定例		防災会議(随時)消防設備自主点検(毎月1回)

## クラブ活動計画

	ビデオ上映会	書道ペン字	美術図工	食育講座
項目	・新旧問わず名作を上映する。	・履歴書、職務経歴書作成などの練習。 ・漢字検定の練習問題を実施 ・ペン字・毛筆でのひらがな、カタカナの練習。	・カレンダー用の塗り絵（各月ごとの題材） ・脳トレ。	・居宅へ向けての基本料理を実践する。 ・「食」についての学習や言い伝えなど文化も取り入れていく。
備考	毎月第1日曜日	毎月第2日曜日	毎月第4火曜日	隔月（偶数月）
	地域清掃	音楽の館	軽運動	
項目	・施設前や周辺のゴミ拾い。 ・落ち葉の時期や強風後には随時清掃し、地域美化に努める。	・入所者の個々の時代に応じた洋楽や歌謡を聞くことで古き時代を思い出して貰う。 ・精神安定BGM（スヌーズレン）	・朝のラジオ体操以外で身体を軽く動かすことをします。（ピンポン・軽運動）	
備考	毎月第1・3日曜日	隔月	隔月（奇数月）	

## 施設内研修計画

	内 容	対 象
4月	感染症対策①（研修・訓練）	全職員
5月	生活保護制度と地域包括ケアシステム	全職員
6月	メンタルヘルス	新任・中級職員
7月	地域移行について（高齢者施設関係）	新任・中級職員
8月	公益事業	新任・中級職員
9月	虐待防止対策	全職員
10月	感染症対策②（研修・訓練）	全職員
11月	食事の意義	新任・中級職員
12月	障害者の就労支援	新任・中級職員
1月	福祉制度	全職員

2月	接遇	新任・中級職員
3月	業務効率化	全職員

## 公益的な取り組み一覧

	公益的な取り組み	地域交流	施設機能の開放
項目	<ul style="list-style-type: none"><li>・認定就労訓練事業</li><li>・福祉相談窓口</li><li>・一時生活支援事業における福祉サービス</li><li>・こども110番</li><li>・福祉実習の受け入れ</li><li>・ボランティア受け入れ</li><li>・ホームレス衛生改善事業</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域清掃</li><li>・車イス体験等への職員派遣</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・洗濯機の無料貸出</li><li>・浴室の無料貸出</li></ul>
備考			

## 令和3年度 緊急一時宿泊事業 事業計画

### 社会福祉法人みなと寮

#### 1. 目的

本事業は、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、生活を営んでいる者（以下「ホームレス」という。）に対して緊急かつ一時的な宿泊場所を提供するとともに、併せて自立するために必要な支援を提供することを目的とする。

#### 2. 緊急一時宿泊事業の対象者

本事業の対象者は、生活保護法、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法、生活困窮者自立支援法の関係法令、京都市ホームレス自立支援等実施計画等に基づき、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 一時的な休養を目的として本事業の利用を希望するホームレス
- (2) 生活保護の申請を行った者のうち、本事業の利用を希望するホームレス
- (3) 住居確保給付金、生活福祉資金貸付、職業訓練受講給付金等の支給を申請している者のうち、決定までの間、本事業の利用を希望するホームレス
- (4) 就職しており、居宅での生活が可能であるが、住居の確保まで時間を要するホームレス
- (5) 要入院加療者で入院待機中のホームレス
- (6) その他、本事業の利用が適当であると判断される者

#### 3. 事業内容及び定員

ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めることを目標とし、目標達成に向けて下記の内容等を実施する。

- (1) 路上生活等の解消に向けた相談支援の推進
  - ・路上への訪問等による自立に向けた相談支援の実施
  - ・精神疾患等のあるホームレス等への専門的な相談支援の実施
- (2) 居宅生活への移行に向けた自立支援施策の推進
  - ・一時的な宿泊場所の提供及び自立に向けたアセスメントの実施

- ・居宅生活に必要な生活訓練等の実施
- (3) 地域社会における生活の安定と良好な生活環境の確保
- ・民間支援団体との連携

【定員】20名

#### 4. 利用期間

原則として7泊8日以内とするが、特別の事情がある場合には事業の利用を延長することがある。

## 令和3年度 生活困窮者就労訓練事業 事業計画

### 社会福祉法人みなと寮

#### 1. 目的

生活困窮者自立支援法に基づき、直ちに一般就労が困難な人に対し、就労の機会と必要な訓練等を提供する「就労訓練事業」（いわゆる「中間的就労」）について、生活困窮者が一般就労への移行へ向けて訓練計画を作成し実施する。

#### 2. 就労訓練事業の対象者

就労訓練事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、自立相談支援機関のアセスメントにおいて、将来的に一般就労が可能と認められるが、一般就労に就く上で、まずは本人の状況に応じた柔軟な働き方をする必要があると判断された者であって、福祉事務所設置自治体より支援決定を受けた方を対象者とする。

#### 3. 就労支援

就労訓練事業は、一般就労に直ちに就くことができない者に対し、本人の状況に応じ、就労の場を提供するものであるが、その最終的な目標は、対象者が支援を要せず、自立的に就労することができるように支援を行う。

このため、対象者の就労状況を適切に把握し、作業内容について助言を行うほか、自立相談支援機関とも連携の上、対象者が一般就労に就くことができるようにするための相談援助その他の支援を行うために下記の内容を実施する。

- ①就労支援プログラムを策定する。
- ②対象者への就労等の状況を把握し、必要な相談、指導及び助言を行う。
- ③自立相談支援機関及び関係機関との連絡調整を行うこと。
- ④以上のほか、対象者に対する就労等の支援について必要な措置を講じる。

#### 4. 訓練の内容及び定員

対象者については、専門的な技能及び知識を持っていることや、それを生かした業務を行うことができる可能性は、一般的には低いと想定され、対象者の中には、一定の作業量を定時に行うことができない者が一定程度含まれ、対象者の個々の適性を把握した上で、必要に応じて既存の業務を分解すること等により、対象者の状態や就労訓練事業における就労形態（雇用型、非雇用型）に応じた施設内作業を分割して行う。

##### 【訓練内容】

館内清掃、敷地内清掃、シーツ交換、配膳補助、農園作業など

##### 【定員】 6名

#### 5. 雇用関係の考え方

就労訓練事業における就労は、対象者の状態に応じた業務内容や、多様な就労の仕方が想定されることに鑑み、雇用契約を締結する場合（「雇用型」）及び雇用契約を締結しない場合（「非雇用型」）の双方の形態を対象者の状況に応じて実施する。

##### （1）雇用型

雇用型の場合は訓練計画という形式ではなく、一般の労働者に求められるような一定期間（半期等）ごとの個人目標の形式で就労支援プログラムが策定され、これに基づき、就労支援担当者及び自立相談支援機関による状況把握も、当該期間について実施する。（最低賃金の確保）

##### （2）非雇用型

非雇用型の場合は就労支援プログラムが訓練内容を定めた計画（訓練計画）に基づき、就労支援担当者及び自立相談支援機関による定期的・継続的な状況把握を行い雇用型に結びつくよう支援を実施する。（インセンティブによる賃金の支払い）